

深夜電力契約等のお客さまにおける T S 通電時間相違事例について

1. 定期的な T S の設定内容の確認結果について

当社は、経済産業省資源エネルギー庁からの要請に基づき、平成 20 年 7 月に T S を用いた契約全数について調査を行い、その調査結果について同省東北経済産業局に報告を行いました。その中で、再発防止対策として「定期的な T S の設定内容の確認」を行うこととしております。

(平成 20 年 9 月 30 日お知らせ済み)

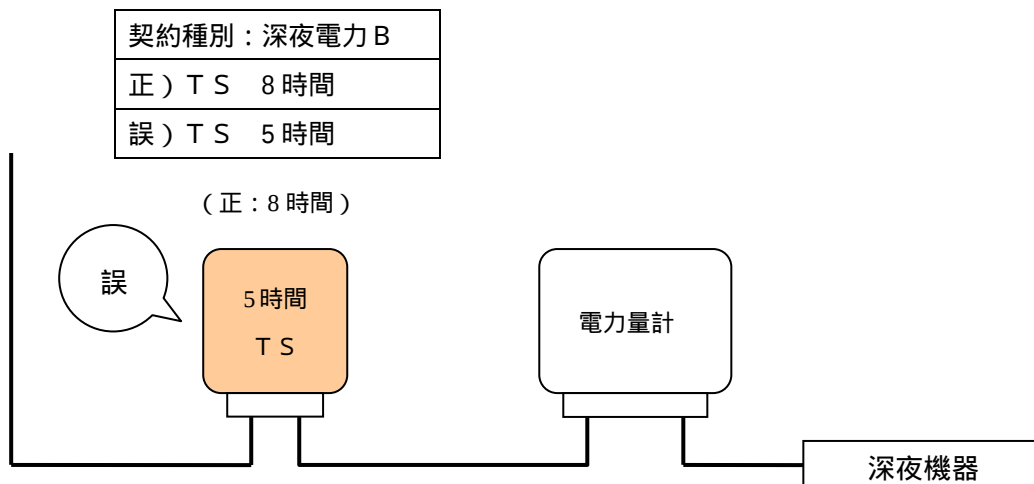
平成 21 年 11 月の検針時より T S を設置している深夜電力等および融雪用電力のお客さま全数(約 25 万件)について、検針用ハンディーターミナルによる T S 通電時間の確認を行った結果、相違事例が 41 件あり、8 件のお客さまについて、電気料金を誤って過大に請求していたことが判明しました。

契約内容		取付 T S の 通電時間	具体的な事象	相違 件数	精算対象 件数
契約種別	契約上の 通電時間				
深夜電力 B	8 時間	5 時間	深夜電力 B の通電時間 (8 時間) と T S の通電時間 (5 時間) の相違	4 件	5 件
深夜電力 C	5 時間	8 時間	深夜電力 C の通電時間 (5 時間) と T S の通電時間 (8 時間) の相違	20 件	1 件
時間帯別電灯 (別計量有)	8 時間	5 時間	深夜機器の通電時間 (8 時間) と T S の通電時間 (5 時間) の相違	2 件	2 件
時間帯別電灯 (別計量有)	5 時間	8 時間	深夜機器の通電時間 (5 時間) と T S の通電時間 (8 時間) の相違	15 件	0 件
計				41 件	8 件

同一の需要場所において、お客さまの入退居異動にともない相違件数と精算対象件数が一致しておりません。

(例)

深夜電力 B の通電時間 (8 時間) と T S の通電時間 (5 時間) との組合せが相違しているもの。



２．電気料金の精算について

T Sの相違事例により、電気料金を誤って過大に請求していることが判明したお客さまに対しては、お客さまと十分に協議したうえで精算させていただきました。（精算は、すべて電気料金の払い戻しです。）

なお、契約廃止により現時点で連絡が取れないお客さま（平成２２年３月２３日現在、１件）を除きます。

（３月２３日現在）

精算対象件数	精算完了件数	過収納金額
８件	７件	６１０千円

（注）連絡が取れないお客さまについては、引き続き転居先の調査等を継続し、早期に精算できるよう努めます。

（参考）

項 目	最長期間／最大金額	最短期間／最小金額	平均
精算期間	１３年６ヵ月	２ヵ月	４年２ヵ月
精算金額	２２９千円	１２８円	７６千円

３．主な発生原因

確認を行った結果、主な発生原因は、次のとおりであります。

（１）前回調査（平成２０年７月）時の見逃し

平成２０年７月にT S諸元（通電時間等）の調査において、当社社員が取り付けされているT Sの通電時間を見誤ったため、T S通電時間相違を発見できなかった。

（２）T Sの定期取替時における不適切な処理

前回調査（平成２０年７月）から請負会社に対する教育実施（平成２０年１０月）までに行った定期取替工事において、通電時間を「５時間」または「８時間」に切替えができる「切替型T S」の設定を誤って取付け・取替えが行われた。

（３）お客さま（電気工事店等）によるT Sの無断変更（通電時間の切替）

夜間蓄熱機器の熱量不足を解消するため、お客さま（電気工事店等）が当社へ連絡することなく無断で「切替型T S」の通電時間を切替した。

以 上